

# 公契約条例のあらましと本県における検討

## 1 対象となる「公契約」

県が締結する売買、賃借、請負その他の契約で、県がその目的たる給付に対して対価の支払いをすべきもの \*先行県の定義を参考

- \* 地方自治法上の契約（地方自治法第234条第1項）
- \* 県によって、「請負」契約に限定しているものや指定管理を含むものもある。

## 2 先行県等にみられる公契約条例の概観

### (1) 平成20年頃から条例制定がはじまる

平成20(2008)年、山形県で公共調達基本条例が制定された。その翌年の平成21(2009)年に千葉県野田市で公契約条例が制定された。以後今日まで、全国の50を超える地方自治体で条例が制定されている。

■ 都道府県では、次の8県が制定 (R3.6月)

条 例 名	制定年月日	施行年月日
山形県公共調達基本条例	H20. 7. 18	H20. 7. 18
長野県の契約に関する条例	H26. 3. 20	H26. 4. 1
奈良県公契約条例	H26. 7. 10	H27. 4. 1
岐阜県公契約条例	H27. 3. 24	H27. 4. 1
県が締結する契約に関する条例（岩手県）	H27. 3. 27	H28. 4. 1
愛知県公契約条例	H28. 3. 29	H28. 4. 1
沖縄県の契約に関する条例	H30. 3. 30	H30. 4. 1
事業者を守り育てる静岡県公契約条例	R 3. 3. 26	R 3. 3. 26

### (2) 形式：条文構成には一定のパターン

公契約条例、とりわけ先行8県の条例は、概ね「目的」「用語の定義」「基本理念」「県の責務」「事業者の責務」「県の推進体制」という条文構成を採っている。

### (3) 内容：いわゆる賃金条項型と理念型に大別

公契約条例は、その内容から、①公契約における労働条件の向上（賃金下限規定の設置）を本旨とする、いわゆる「賃金条項型」と②公契約のあり方や目指すべき姿を示すことを本旨とする、いわゆる「理念型」に大別される。

\* 先行の8県の条例は、いずれもいわゆる「理念型」

### 3 本県における検討状況

○平成 25 年度

- ・「公契約のあり方検討チーム」を設置して検討開始（H26. 1 月）

○平成 27 年度

- ・中間とりまとめ

条例制定の状況が整っているとは言えず。国や他県の動向を注視。

○令和 2 年度

- ・県議会 9 月定例会 知事答弁

「働き方改革や環境保全、男女共同参画など持続可能な社会をつくっていくことは、大変重要なことであると考えます。この政策を進める手段としても、公契約条例が注目されはじめています。公契約条例の制定についても、今後、関係団体や有識者の意見も伺いながら、しっかりと検討を進めて参ります。」

- ・庁内検討会を設置（11 月）→とりまとめ（R3. 3 月）※別紙参照

- ・第 2 期熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略（R3. 3 月）

「適正な労働環境の確保や質の高い公共サービスの提供を目的とし、持続可能な社会を見据えて、公契約条例制定に向けた検討を進めます。」

○令和 3 年度

- ・熊本県公契約に関する条例検討委員会 設置

### 4 検討委員会における検討方針(案)

全国の公契約条例、特に他の県が制定した条例を参考とし、これまでの熊本県における検討状況、熊本県議会での知事答弁及び第 2 期熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略の内容を踏まえ、本県における公契約条例の制定に向け検討を行う。

# 本県の公契約条例制定の検討について

## 検討の背景

- ・本県では、これまで一般競争入札の拡大、総合評価方式の導入など公正で透明性が高く、適正な競争に基づく契約制度の運用に取り組んできたところ。
- ・今後、県の契約にあたり、従事する労働者の働き方改革の推進や、契約を通じた環境配慮など今日の社会的要請への対応が求められる。
- ・県の契約に関する基本理念等を定め、統一的、安定的な契約制度の運用を図るため公契約条例の検討を進める。

## 公契約をめぐる課題

### (1) 契約の経済性の確保と公共サービスの質の確保

- ・公契約は、一般競争入札を原則とし、公正性とともにより経済性を確保することが求められるが、行き過ぎた価格競争になると、公共サービスの質の低下を招くおそれがある。

### (2) 契約従事者の労働環境の整備

- ・建設工事では、担い手3法に基づく労働環境の改善や契約の相手方選定におけるプライト企業の評価等働き方改革推進の取組みが進んでいるが、全庁的には一部にとどまっている。

### (3) 公契約を活用した政策実現

- ・今後、環境配慮をはじめ持続可能な社会の実現に向けた対応が求められる中で、現在、県の契約の相手方の選定においてそれらを評価することなどが全庁的な取組みにはなっていない。

## スケジュール

- R2年度：庁内検討会による検討
- R3年度：有識者等検討会の開催
- R4年度：条例制定(9月議会上程予定)、周知・準備
- R5年度：条例施行(4月)

## 公契約条例の方向性

### 適正な契約制度による質の高い公共サービスの提供

経済性に配慮しつつ、価格以外の要素も考慮するなど、さらに総合的に優れた契約制度の運用について検討する。

【取組み例】 適正な予定価格の設定 最低制限価格制度、低入札価格調査制度の適正な運用

### 誰もが安心して働き続けられる労働環境の整備

法令遵守はもとより、働き方改革等に積極的に取り組む事業者を、契約の相手方の選定において、全庁的に評価する取組みを検討する。

【取組み例】

働き方改革、男女共同参画推進、障がい者雇用促進などに取り組む事業者の評価制度の検討

### 持続可能で活力ある地域社会の実現

SDGsの視点を取り入れ、環境配慮、社会貢献活動等に積極的に取り組む事業者を、契約の相手方の選定において、全庁的に評価する取組みを検討する。また、引き続き県内中小企業者の受注機会の確保等地域経済の活性化に配慮する。

【取組み例】 環境配慮、社会貢献活動、その他SDGsに取組む事業者の評価制度を検討  
県内中小企業者の受注機会の確保への配慮

## 条例制定の意義

- ・公契約に係る基本理念を広く県民へ周知
- ・基本理念実現のための方針や県・受注者の責務等を明示
- ・県のメッセージを発信し、県民の関心を喚起し、事業者等へ波及

## 熊本県公契約に関する条例（仮称）の構成

### 1 目的

県が締結する公契約に関し、基本理念や基本的事項を定めて、質の高い公共サービスの提供、地域経済の発展、県民福祉の向上、持続可能な社会の実現等に寄与することを目的とする。

### 2 定義

条例の中で用いられる用語の意味を定める

### 3 基本理念

県が締結する公契約に関する基本的な考え方について定める

- ◆ 適正な契約の締結
  - ・ 透明性、競争の公正性の確保
  - ・ 談合、その他の不正行為の排除
- ◆ 質の高い公共サービスの提供
  - ・ 経済性への配慮
  - ・ 通常見込まれない金額による契約締結の防止 →総合的に優れた内容
  - ・ 価格以外の多様な要素の考慮
- ◆ 誰もが安心して働き続けられる労働環境の整備や活力ある地域経済の振興を推進
  - ・ 業務従事者の労働環境整備
  - ・ 事業者による雇用環境の整備、多様な人材の活躍等の取組の勘案
  - ・ 県産品の利用の促進、県内企業の受注機会の確保 等
- ◆ 持続可能な社会の実現
  - ・ 事業者による環境への配慮その他持続可能な社会の実現に資する取組の勘案

### 4 県の責務

基本理念にのっとり、公契約に関する必要な取組を推進することについて定める

### 5 事業者等の責務

基本理念にのっとり、公契約に基づく債務を履行する者としての責務について定める

- ◆ 関係法令の遵守
- ◆ 契約の適正履行
- ◆ 県が実施する公契約に関する施策への協力

## 6 推進体制

### (1) 県取組方針

県が取り組むべき方針を設定することについて定める

- ◆ 基本理念を踏まえた公契約に関する施策等に関し、必要な事項

### (2) 協議会等の設置

条例を効果的かつ円滑に推進するための協議をする場について定める

- ◆ 必要に応じて協議会等を設置

## 7 その他

条例の施行に関し必要な事項は、知事が定めること等について定める。

### 【参考：条例検討スケジュール】

#### ○本委員会での検討

- |            |            |
|------------|------------|
| 第1回（今回）    | 条例の構成の検討   |
| 第2回（10月予定） | 素案のたたき台の検討 |
| 第3回（12月予定） | 素案の検討      |

#### ○パブリックコメント、法制部局との調整、案の作成

#### ○県議会上程・審議（令和4年度）

# 熊本県公契約条例のイメージ（案）

## 公契約条例とは

県が締結する公契約に関し、基本理念や基本的事項等を定め、公共サービスの質の確保、地域経済の発展、県民福祉の向上、持続可能な社会の実現などを目的とする条例。

## 基本理念

- ① 適正な契約を締結する
- ② 質の高い公共サービスを提供する
- ③ 誰もが安心して働き続けられる労働環境の整備・活力ある地域経済の振興を推進する。
- ④ 公契約を通じて、持続可能な社会の実現を図る。

## 責務

**県の責務：**  
基本理念にのっとり、必要な取組を推進する

### 【取組の例】

- ア 適正な予定価格の設定 ※ア～ウ及びビは実施中
- イ 最低制限価格制度
- ウ 低入札価格調査制度の適正な運用
- エ 働き方改革、男女共同参画の推進、障がい者雇用促進などに取り組む事業者の評価制度の検討
- オ 県内中小企業者の受注機会の確保への配慮
- カ 環境配慮、社会貢献活動、SDGs等に取り組む事業者の評価制度の検討 等

**事業者等の責務：**  
法令遵守・契約の適正履行・施策への協力

- ◆ 公契約に基づく債務を履行する者として、社会的な責任を有することを認識
- ◆ 関係法令を遵守した契約の適正履行
- ◆ 公契約に関する施策への協力

※定義

【公契約】

県が締結する売買、賃借、請負その他の契約

【事業者等】

事業者及びその下請、再委託等、県以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者

## 推進体制

### 取組方針の策定

※基本理念を踏まえ、必要な事項を定める。

### 協議会等の設置

※必要に応じて、協議会等を設置する。

### 庁内検討会

※効果的な施策を推進する。

基本理念の実現

地方創生の推進

持続可能な「新しいくまもと」の創造



# 公契約条例策定に係るスケジュール

R3	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
検討委員会等					検討委員会 構成		検討委員会 たたき台		検討委員会 素案			
				庁内会議		庁内会議		庁内会議				

R4	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
庁内作業等	パブリック コメント				法令 審議会	議案 上程	議 決					
			法令審議会 資料提出					・周知・広報、施行準備(関係規程整備その他)				